

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十四号

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例

広島県議会委員会条例（昭和三十四年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び危機管理監」を「、危機管理監及び病院事業局」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。